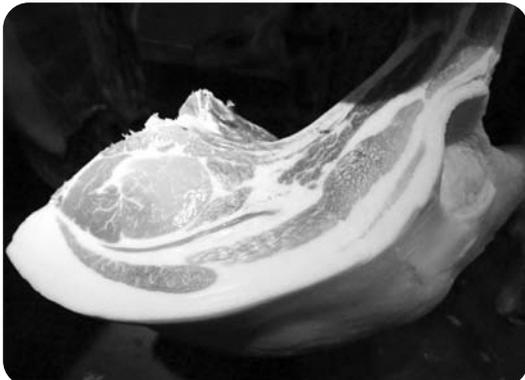


6 1 7 号 東部地域畜産経営技術推進指導協議会 西部地域畜産経営技術推進指導協議会 2020.10.10
富山県東部家畜保健衛生所 富山県西部家畜保健衛生所

☆令和2年度富山県畜産共進会(肉豚の部)開催される…………… 1	☆家畜の盗難被害に関する注意喚起について…………… 3
☆豚熱(CSF)の状況とワクチン接種後の免疫付与状況…………… 2	☆食品循環資源利用飼料の安全確保について…………… 4~5
☆第61回東海・北陸ブロック家畜保健衛生業績発表会について…………… 2	☆北陸三県和牛子牛市場開催される…………… 5
☆動物と人のコロナウイルスについて…………… 3	☆防疫情報…………… 6
	☆獣医学生行政体験研修…………… 6

令和2年度富山県畜産共進会(肉豚の部)開催される



優等賞1席(農林水産大臣賞)の枝肉

9月11日、(株)富山食肉総合センターにおいて、令和2年度富山県畜産共進会(肉豚の部)が開催されました。昨年度は、国内養豚場での豚熱(CSF)発生や県内での野生いのししの本病陽性確認により本共進会が中止となりましたが、今年度は開催され、県内16農場から95組190頭が出品されました。(公社)日本食肉格付協会富山事業所の白鳥所長はじめ3名の審査員による厳正な審査の結果、優等賞3点、1等賞6点が選出されました。優等賞1席(農林水産大臣賞)は黒部市農協の(有)シンムラ シンキ農場さんが受賞され、審査講評では、「外観はモモ・肋の張りがあるうえなめらかで、切開面の脂肪交雑もよく全体的にバランスが取れ申し分ない。」とのことでした。2席はとなみ野農協の(有)たかはた養豚さん、3席はいなば農協の(有)シンムラ 小矢部養豚さんでした。おめでとうございます。

(西部家保防疫課 稲畑副主幹)



審査講評の様子



褒賞授与の様子
(左:(有)シンムラ シンキ農場さん)

豚熱 (CSF) の状況とワクチン接種後の免疫付与状況

1 群馬県の養豚農場において CSF の発生を確認 (国内 59 例目)

令和 2 年 9 月 26 日、群馬県高崎市の CSF ワクチン接種農場(飼養頭数：約 5,390 頭)において、CSF の患畜が確認されました。本事例は、群馬県では初めての発生で、平成 30 年 9 月に岐阜県での発生が確認されて以後、9 県目(豚の移動に伴い防疫対応となった大阪府、滋賀県を除く)の発生となります。本県の養豚農家においては、引続き消毒及び衛生管理区域への病原体の持ち込み防止対策の徹底など飼養衛生管理基準の徹底をお願いします。また、毎日の飼養豚の健康観察を丁寧に実施し、万一、CSF の特徴的な症状(いわゆる特定症状)を呈している飼養豚を発見した場合は、家畜保健衛生所に速やかに届け出るようお願いします。

2 ワクチン接種推奨地域及び大臣指定地域の追加

野生いのししの感染拡大を受けて、8 月 31 日に福島県、9 月 11 日に宮城県及び山形県がワクチン接種推奨地域に指定されました。これらを加えると、指定は 27 都府県となり、飼養頭数で約 400 万頭、国内の 44%程度が本地域に含まれたこととなります。また、3 県は、野生動物が豚熱等の家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されているなど家畜伝染病の発生リスクが高まっているものとして農林水産大臣が指定する地域(大臣指定地域：家畜伝染病予防法施行規則別表第二の二の項 7)にも 10 月 2 日付けで指定され、指定に伴う飼養衛生管理基準の追加措置を実施して、本病の発生予防に努めることとなりました。

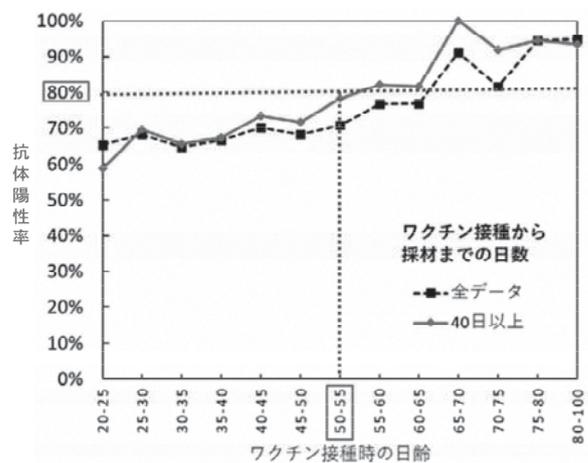
3 日本の CSF 清浄国ステータス消失

国際獣疫事務局 (OIE) が、特定疾病 (CSF、BSE、口蹄疫等) の清浄性に係る状況を加盟国等の申請に応じて評価し、清浄ステータスを公式に認定しています。本ステータス取得により、新たな輸出国の開拓や非清浄国からの輸入解禁要請に対して優位な立場に立てるなどのメリットがあります。我が国は、CSF に係るステータスは、平成 19 年 4 月 (CSF ステータス公式認定は平成 27 年から) より清浄国を維持してきましたが、平成 30 年 9 月の国内での発生を受けて、本年 9 月 3 日に清浄国ステータスを消失いたしました。再び清浄国に復帰するためには、過去 12 ヶ月間に飼養豚で発生がない、ワクチン接種が行われていない、飼養豚と感染野生いのししが適切な処置により分離されている等の要件を満たす必要があります。

4 CSF ワクチン接種後の免疫付与状況

ワクチン接種推奨地域(対象は前述の追加 3 県を除く 24 都府県)の初回接種後 1 回目の免疫付与状況確認検査の結果、群として概ね 90%以上の免疫付与率が確認されています。

一方、初回接種を受けた母豚から出生し、移行抗体存在下でワクチン接種した肥育豚では、ワクチンブレイク等を疑う免疫付与率低下が認められています。このことを受けて、国では移行抗体を含む初乳を摂取している可能性が高い豚のワクチン接種時の日齢及びワクチン接種から採血までの日数と ELISA 検査による抗体検査陽性率との関連性について調査を行いました(12 都府県、約 6,500 件)。結果、ワクチン接種後 40 日以降に抗体検査を行ったデータを見ると、50 日齢以降に接種した場合に、接種後の抗体陽性率は概ね 80%に達していました。このことから、現状、CSF ワクチンを接種された母豚の抗体価が高く、出生した仔豚は、移行抗体の影響が長く続くことにより、50 日齢未満で接種した場合に、仔豚の抗体価の上昇が抑制されたり、遅延したりする可能性があります。適切に免疫を獲得させるためには、現時点で接種日齢を 50~60 日齢程度とすることが望ましいようです。CSF ワクチン接種について、各農場で実施した免疫付与状況確認検査結果等を踏まえ、接種日齢を接種獣医師と十分検討いただくとともに、適切な間隔で実施ください。また、引き続き、飼養衛生管理基準の遵守をお願いします。



ワクチン接種時日齢と抗体陽性率

(東部家保防疫課 水木係長)

第 61 回東海・北陸ブロック家畜保健衛生業績発表会について

第 61 回東海・北陸ブロック家畜保健衛生業績発表会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、今回は書面審査により開催されました。その結果、本県代表として、西部家保防疫課 稲畑副主幹の発表演題「CSF ハイリスク養豚場における発生防止に向けた取り組み～ある養豚農家の決断～」(詳細は本誌第 609 号 5 ページ)が、第 61 回全国家畜保健衛生業績発表会(令和 3 年 1 月 13~14 日開催予定)に選出されました。

(西部家保環境課 飯田課長)

動物と人のコロナウイルスについて

今年になって新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的流行が問題になっています。この疾患は新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）を病原体とする呼吸器症を主とした感染症ですが、コロナウイルスはそもそも非常に多くの種が存在し、“新型”のコロナウイルスが出現しやすいウイルスです。

コロナウイルスとは、コロナウイルス科に属するウイルスの総称ですが、現在、国際ウイルス分類委員会（ICTV）の分類ではさらに2亜科、5属、26亜属に詳細に分類され、46種が知られています。

具体的には亜属は省略しますが、属分類ではオルソコロナウイルス亜科の下にアルファ、ベータ、ガンマ、デルタの4属に分類されています。

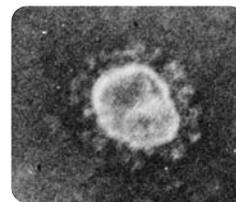
右図に主なコロナウイルスとそれを病原体とする疾病を示します。

豚流行性下痢、鶏伝染性気管支炎、牛コロナウイルス病等がコロナウイルスによって起きる主な家畜衛生上問題となる疾病です。その他にも豚伝染性胃腸炎（TGE）ウイルス、豚呼吸器コロナウイルス（PRCV）、またネコ伝染性腹膜炎（FIP）ウイルスや犬コロナウイルスがアルファコロナウイルス属に分類されています。さらに、マウスに肝炎を起こすマウス肝炎ウイルスはベータコロナウイルスに分類されており、他にもカモ、ゴイサギ、イルカ、ハリネズミやコウモリ等、多種多様な動物種からコロナウイルスが分離されています。

コロナウイルスは1本鎖のRNAを遺伝子に持っていますが、その増殖方法はやや特殊で、1本鎖のRNAが丸ごと複製されるのではなく、いくつかのフレームに分割して複製され、その後それらが繋ぎ合わされて1本鎖のRNAが完成する形でウイルス遺伝子が複製されます。そのため、分節遺伝子を持つインフルエンザウイルスと同様、組み換え体を創りやすいウイルスでもあり、それが人類社会に定期的に「新型コロナウイルス」が出現する理由のひとつとなっている可能性は否定できません。

そうであれば、家畜衛生分野で問題となっているコロナウイルスも、しっかりした防疫措置を講じておくことは、家畜衛生だけでなく公衆衛生上も意義があることなのかもしれませんね。

（西部家保防疫課 池上課長）



コロナウイルス
（出典：農研機構 動物衛生研究部門）

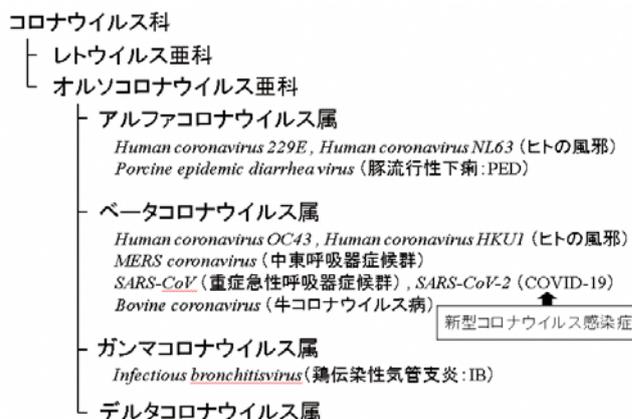


図.コロナウイルスの種類と疾病

家畜の盗難被害に関する注意喚起について

関東地方では、6月頃から子牛や豚、鶏等の家畜の盗難が相次いでいます。

家畜の盗難は、経営への影響や営農意欲の低下だけでなく、家畜疾病の農場内への侵入及びまん延につながる恐れもあるので、農家の皆様には、被害に遭わないために以下の対策をお願いします。

- 1 家畜の飼養頭羽数を小まめに確認し、盗難の被害が発生していないか確認する。
- 2 農場出入口、畜舎、飼料庫、機械倉庫等の窓や出入口は施錠を徹底する。
- 3 農場で使用する機材等が盗難に利用されないよう、小まめに整理整頓する。
- 4 農場、畜舎周辺にネットや柵等を設置し、侵入しにくい環境を作る。
- 5 外部の通行人から見える農場敷地内や畜舎周辺に「盗難防止警戒中」、「立入禁止」、「防犯カメラ作動中」等の看板やのぼり旗等を設置する。
- 6 防犯カメラ、センサーライト等を設置する。
- 7 不審者・不審車両を見かけた際や被害が判明した際は、速やかに警察に通報する。
- 8 防犯の観点から、農場出入口や畜舎周辺等における石灰の散布等の消毒を適切に実施する。

なお、万一被害発生の際には、県農業技術課畜産振興班（TEL076-444-3289）までご連絡ください。

（西部家保環境課 飯田課長）

食品循環資源利用飼料の安全確保について

～「食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドライン」が策定されました～

豚の悪性の家畜伝染病であるアフリカ豚熱（ASF）、豚熱（CSF）等の家畜の伝染性疾病対策に万全を期すため、食品循環資源利用飼料の安全確保対策を強化・徹底することとし、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（飼料安全法）」に基づく「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（成分規格等省令）」において、加熱処理等の基準が定められることとなりました（令和3年4月1日施行予定）。

○規制見直しの主なポイント

「食品製造工場」（冷凍食品工場、製パン工場、ハム工場）や、スーパー等で肉を扱う事業所等から排出されたものは、分別管理の基準を満たす場合を除いて加熱処理が必要になります。

- ①肉と接触した可能性のある飼料は、加熱処理を行わなければ、豚を対象とする飼料に含んではならないこと
- ②肉を扱う事業所等から排出された食品循環資源利用飼料については、豚用飼料の場合、攪拌しながら90℃60分以上又はこれらと同等以上の加熱処理を行うこと
- ③加熱処理の記録の作成・保存を行うこと
- ④加熱処理後の飼料の再汚染防止対策を講ずること

	旧	新
豚用飼料	エコフィードガイドライン（通知）に基づき、（食品残さ等利用飼料の製造において）生肉等が混入している可能性があるものは、	飼料安全法に基づく成分規格等省令に基づき、（肉を扱う事業所等から排出された食品循環資源を原材料とする飼料は） ・攪拌しながら90℃60分以上又はこれらと同等以上の加熱処理を行うこと※（国際基準）
豚以外の家畜用飼料 （家きん用飼料、 養魚用飼料等）	・70℃30分以上又は80℃3分以上加熱処理すること	「食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドライン」に基づき、70℃30分以上又は80℃3分以上の加熱処理

※飼養衛生管理基準においても同様の規定

さらに、関係者の具体的な対応を規定した、「食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドライン」が策定されました（令和2年8月31日施行）ので、本ガイドラインやQ&A等のより詳細な情報については下記の農林水産省のサイトをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryo/ecofeed.html>

なお、食の安全を守るということは、生産者の基本的な責務であり消費者との信頼関係を構築するものとなります。畜産農家のみなさまにおかれましては、飼料安全法等の法令を遵守し、安全な畜産物を生産いただきますようお願いいたします。

○食品循環資源利用飼料を利用されている畜産農家で必要となる対応は次のとおりです。

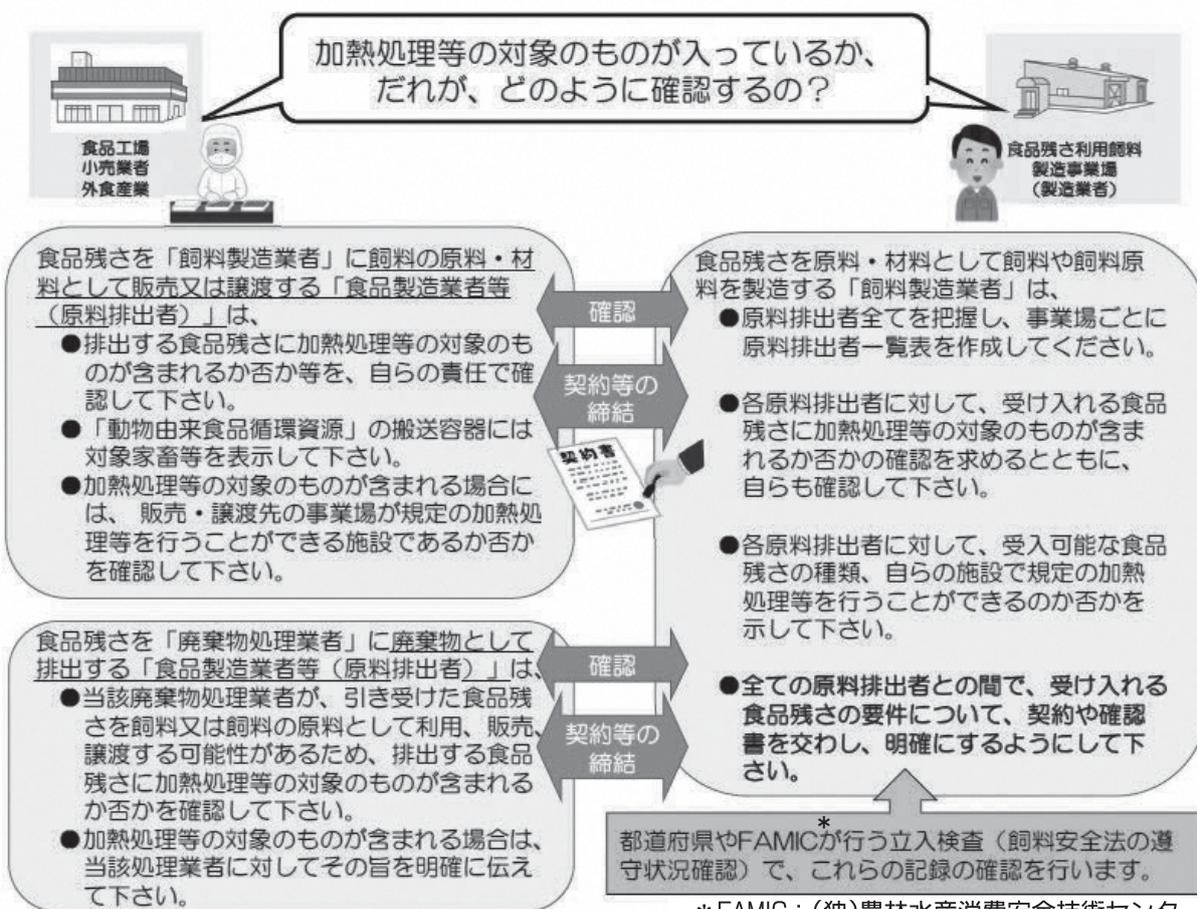
（食品製造業者等から直接食品残さを受け入れている全ての畜産農家が該当します）

1 原料排出者一覧表を作成してください。

原料排出者一覧表の例

番号	名称	所在地	具体的業態	受け入れる食品残さの種類 具体的品目	収集業者の介在等の有無	契約締結	定期的現地確認
1	〇〇パン店	富山市〇〇	食品小売業 （肉取扱いなし）	余剰食品 （パン）	無	○	○

- 2 原料排出者に対して、受け入れる食品残さに加熱処理等の対象のものが含まれるか否かの確認を求めるとともに、自らも確認してください。
肉と接触した可能性のある飼料については、豚については、90°C60分間以上又は同等の加熱処理（畜産農家で処理を行う場合は、衛生管理区域外で加熱）が必要です。
なお、加熱処理の記録は2年間の保存が必要です。
- 3 原料排出者と受け入れ先の畜産農家で契約書や確認書をとりかわしてください。
- 4 飼料製造時（加熱、乾燥、粉碎、混合等）には、遅延なく帳簿への記載が必要です。
①名称、②数量、③製造年月日、④製造に用いた原料又は材料の名称及び数量、⑤製造に用いた原料又は材料の譲り受けの年月日及び相手方の氏名又は名称を帳簿に記載し、8年間保管ください。
- 5 飼料を使用した際も、帳簿への記載が必要です。
①使用した年月日、②使用した場所、③飼料の名称、④使用した家畜等の種類、⑤飼料の使用量、⑥飼料を譲り受けた年月日及び相手方の氏名又は名称を帳簿に記載し、牛では8年間、採卵鶏では5年間、豚では2年間の保存が望ましいとされています。



農林水産省ホームページより（注釈追加）

（農産食品課食品安全係 槻尾主任）

北陸三県和牛子牛市場開催される

9月24日、金沢市の北陸三県家畜市場において、和牛子牛市場が開催されました。今回は全体で去勢97頭、雌83頭の計180頭の取引が成立し、富山県からの出品牛では去勢32頭、雌34頭の計66頭の取引が成立しました。全体の出品頭数は前回よりも30頭増加し、去勢、雌ともに前回は上回りました。平均価格は去勢で638千円(722千円)、雌で546千円(622千円)であり、全体では596千円(680千円)でした。また、最高価格は去勢で808千円(846千円)、雌で713千円(739千円)でした。（（ ）内は前回の7月市場における価格）。全国主要家畜市場の子牛平均価格は6月以降、相場は回復傾向でしたが、今回開催された北陸三県家畜市場の平均価格は7月市場と比較して去勢は約84千円、雌は約76千円下回る結果となりました。

（西部家保環境課 田知主任）

防 疫 情 報

全国の主な家畜伝染病の発生 豚熱 (CSF) (法定伝染病) (詳細は2ページ) (9月27日現在)

	発生日	発生場所	経営形態	飼養頭数	備 考
59 例目	9月26日	群馬県高崎市	豚一貫農場	5,390頭	ワクチン接種地域であるため、制限区域は設定しない

県内の主な家畜伝染性疾病の発生

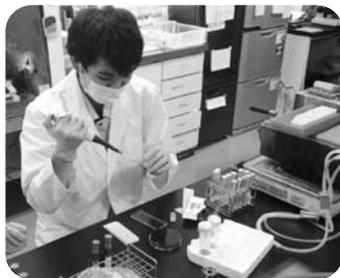
病 名	畜 種	発生日	戸 数	頭羽数	備 考
牛伝染性リンパ腫 (届出伝染病)	牛	9月7日	1	1	
豚丹毒 (届出伝染病)	豚	9月7日	1	1	と畜場発見
牛ロタウイルス病	牛	9月11日	1	1	
ロイコチトゾーン症 (届出伝染病)	鶏	9月16日	1	3	

獣医学生行政体験研修

獣医学を専攻する学生の公務員分野への参入意欲を醸成し、公務員分野における獣医師の育成・確保を図ることを目的とする行政体験研修に本県出身の二人の学生から応募があり、東部家保では9月7～11日に鳥取大学共同獣医学科5年三辺吉紀さん、西部家保では9月14～17日に岩手大学共同獣医学科3年の榎本武留さんが研修を受けられました。研修は新型コロナウイルス感染症防止措置として検温等体調管理の徹底のもと実施し、農場巡回、解剖、細菌やウイルス検査など幅広く体験して頂きました。大学では牛や豚などの家畜を扱うことが少ないようでその体験が新鮮であり、家畜保健衛生所が農家の方々と密接に関わっていることに驚きを覚えられたようです。今回の研修が進路を考える上での選択肢の一つになったようで、畜産分野で活躍する獣医師を目指し、今後もいろんなことを学んで頂きたいと思えます。以下に研修の感想文を紹介します。

(西部家保 森岡次長)

□鳥取大学 共同獣医学科5年 三辺 吉紀



現在、卒業後の進路について逡巡しており、地元の富山県で公務員として勤める道を選択肢の一つにと考えています。実際の雰囲気を感じることで将来を考える糸口になればと思い、研修を希望しました。家保では、受精卵移植業務による生産性の向上やHACCP導入による衛生管理の改善や防疫意識の強化等の面からも農家に貢献していると知ることができました。簡易放牧では環境保全に加え、地域の人々の安全を守り、畜産への理解を深める利点があると分かりました。研修で体験、見学したことは家保の仕事の一部ではありますが、今後も研修

□岩手大学 共同獣医学科3年 榎本 武留



で学んだことを踏まえて、獣医師としてどう働きたいか改めて考え、自分の納得できる進路を模索していきたいです。

公衆衛生学の実習として、この行政体験研修に参加する前は、授業の一環だという意識が強かったのですが、今まで農家に行ったことがなく、見るもの全てが新鮮でした。公務員獣医師はお堅いというイメージが強かったのですが、実際は、農家の相談に乗ってワクチンプログラムの説明をしたり、乳質改善のために乳房炎の全頭検査をしたり、簡易放牧の巡回をしたりと、農家に寄り添い一緒になって感染症予防や経営改善に努めていると感じました。これまでの授業で学んだ知識を現場で応用するためには、理解の深度が全然足りていないことを気付くことができたので、この気付きをこれからの授業で活かし、そして今回の実習で得た経験を卒業後の職場でも生かしていきたいと思いました。

発行所 富山県東部家畜保健衛生所
〒939-3536 富山市水橋金尾新46
編集者 飯田 佳代 (富山県西部家畜保健衛生所)

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1687/
電 話 (076) 479-1106 F A X (076) 479-1140